

奈良市公報

第17号

令和2年1月6日発行
発行所 奈良市役所
発行 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
12 1	364	予防接種の実施の一部改正	健康増進課
12 1	365	予防接種の実施の一部改正	健康増進課
12 1	366	財政状況の公表	財政課
12 1	367	公営企業の財政状況の公表	財政課
12 2	368	大和都市計画道路の変更案の公衆縦覧	都市計画課
12 2	369	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	介護福祉課
12 2	370	奈良市転害門前観光駐車場の臨時開場	奈良町にぎわい課
12 3	371	住居番号の設定	市民課
12 3	372	放置自転車等の保管	環境政策課
12 3	373	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
12 4	374	令和2年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領	契約課
12 5	375	身体障害者福祉法に規定する医師の指定	障がい福祉課
12 6	376	平成31年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書の公示送達	福祉医療課
12 6	377	放置自転車等の保管	環境政策課
12 9	378	奈良市公報号外第13号に掲載	公園緑地課
12 9	379	放置自転車等の保管	環境政策課
12 9	380	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
12 10	381	観光案内所の臨時休館等	観光戦略課
12 10	382	障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定	障がい福祉課
12 10	383	障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定	障がい福祉課
12 10	384	障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定	障がい福祉課
12 12	385	街区の区域の変更	市民課
12 12	386	放置自転車等の保管	環境政策課
12 13	387	道路の位置指定	建築指導課
12 13	388	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護第一・第二課

12	13	389	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護第一・第二課
12	13	390	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の再開の届出	保護第一・第二課
12	13	391	放置自転車等の保管	環境政策課
12	15	392	予防接種の実施の一部改正	健康増進課

公 営 企 業

月	日	番号	件名	主管
12	2	28	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
12	5	29	令和2年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領	経営企画課

消 防

月	日	番号	件名	主管
12	5	1	奈良市火災予防条例第54条の2第1項の規定による指定催しの指定	中央消防署

選 挙 管 理 委 員 会

月	日	番号	件名
12	2	19	選挙権を有する者の総数の50分の1の数等

告 示

奈良市告示第 364号

平成31年奈良市告示第 186号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和元年12月1日

奈良市長 仲川元庸

別紙2の表中

永井医院	永井 稔子	西木辻町138	23-2655
------	-------	---------	---------

を

永井医院	永井 稔子	西木辻町138	23-2655
中井耳鼻咽喉科	中井 澄子	学園北二丁目1-6-B-3	46-2668

に改める。

奈良市告示第 365号

令和元年奈良市告示第 284号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和元年12月1日

奈良市長 仲川元庸

別紙の表中

「

永井医院	永井 稔子	西木辻町138	23-2655
------	-------	---------	---------

」

を

「

永井医院	永井 稔子	西木辻町138	23-2655
中井耳鼻咽喉科	中井 澄子	学園北二丁目1-6-B-3	46-2668

」

に改める。

奈良市告示第 366 号

奈良市財政状況の公表に関する条例（昭和61年奈良市条例第2号）の規定により、令和元年9月30日現在の本市の財政状況を次のとおり公表する。

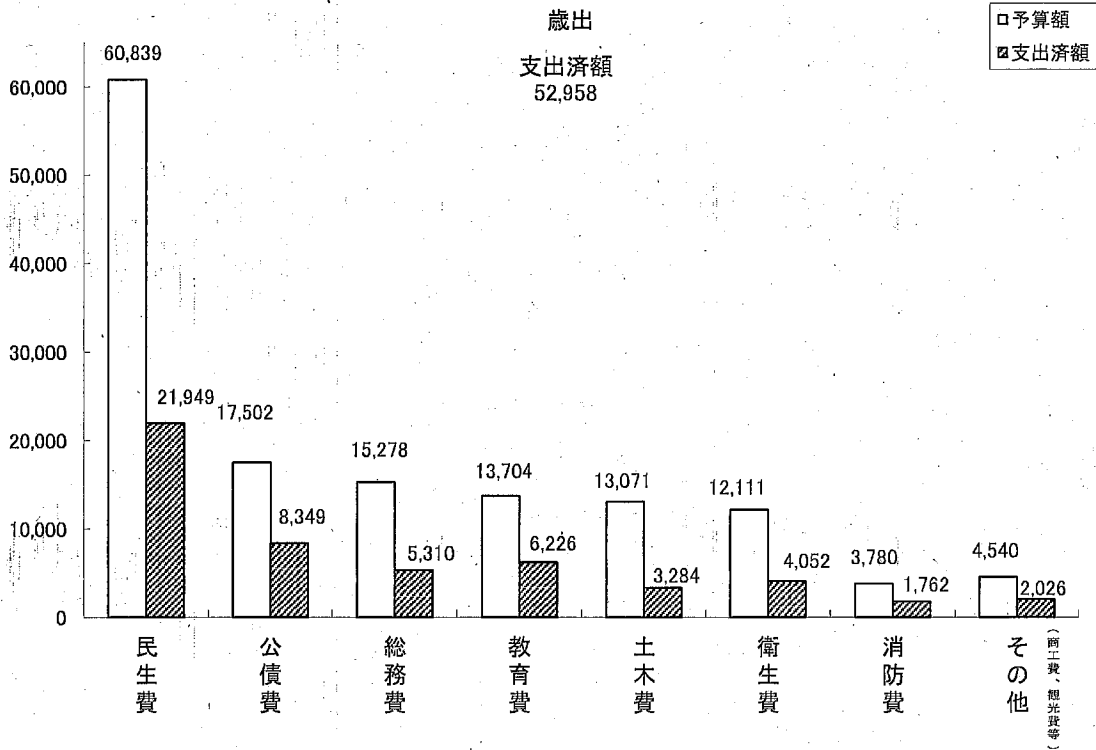
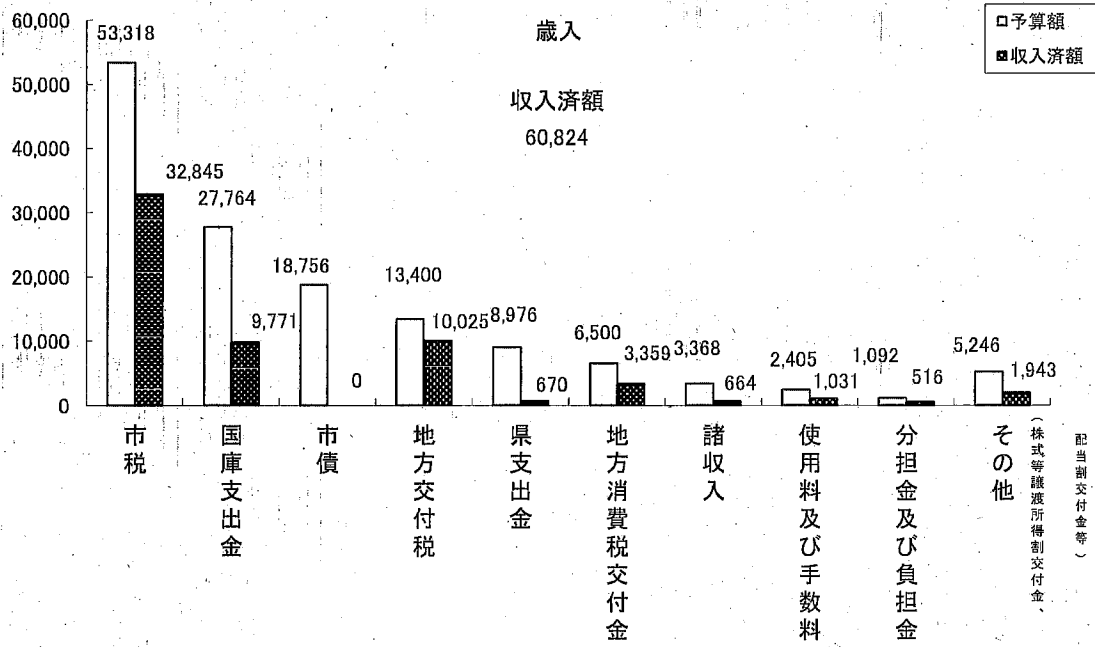
令和元年12月1日

奈良市長 仲川元庸

1. 令和元年度 一般会計予算執行の状況

予算額 140,825 百万円

[令和元年9月30日現在]
(単位:百万円)



2. 令和元年度 特別会計予算執行の状況

[令和元年9月30日現在]

(単位:百万円)

会 計	予 算 額	収 入 済 額	支 出 済 額
住宅新築資金等貸付金特別会計	556	3	554
国民健康保険特別会計	36,000	14,930	13,958
土地区画整理事業特別会計	4,538	4	1,159
市街地再開発事業特別会計	162	0	89
公共用地取得事業特別会計	34	0	33
介護保険特別会計	31,790	12,809	13,153
母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	54	53	31
後期高齢者医療特別会計	6,437	2,221	2,089

3. 令和元年度 公営企業会計予算執行の状況

[令和元年9月30日現在]

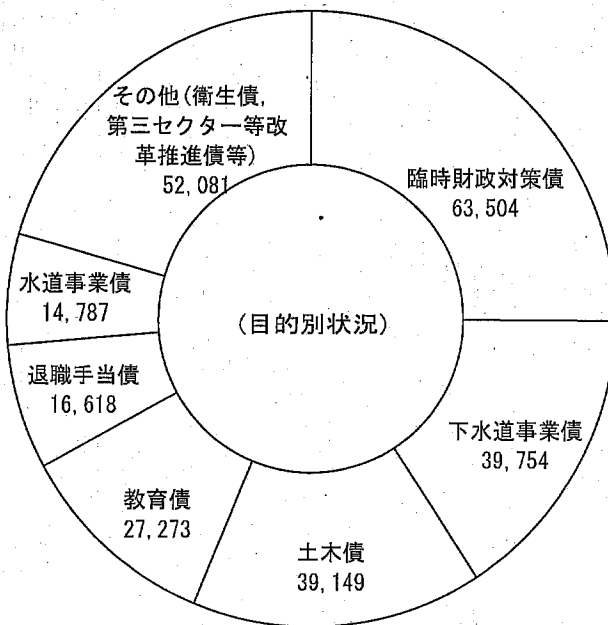
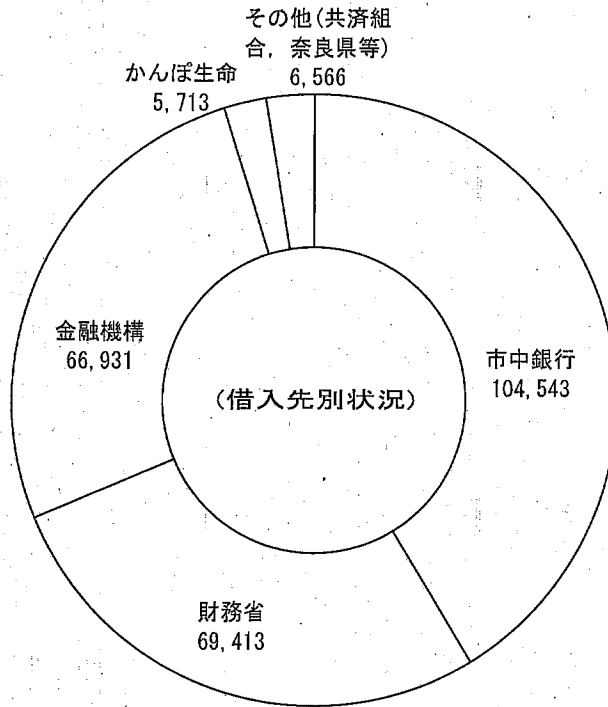
(単位:百万円)

会 計	項 目	収益的収支		資本的収支	
		収入	支出	収入	支出
病院事業会計	予算額	822	876	186	186
	実績額	505	477	92	92
水道事業会計	予算額	9,270	8,799	1,945	5,346
	実績額	4,577	3,544	370	1,487
下水道事業会計	予算額	7,675	7,994	3,250	4,676
	実績額	3,759	3,635	476	1,807

4. 市債の現在高

[令和元年9月30日現在]
(単位：百万円)

253,166 百万円



5. 一時借入金の状況

[令和元年9月30日現在]

一般会計	0 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	0 百万円

6. 長期借入金の状況

[令和元年9月30日現在]

一般会計	0 百万円
特別会計	0 百万円
公営企業会計	0 百万円

7. 市有財産の状況

[令和元年9月30日現在]

土地	7,281 千m ²
建物	1,117 千m ²
有価証券、出資による権利及び債権	1,423 百万円
基金	9,628 百万円

8. 人口等

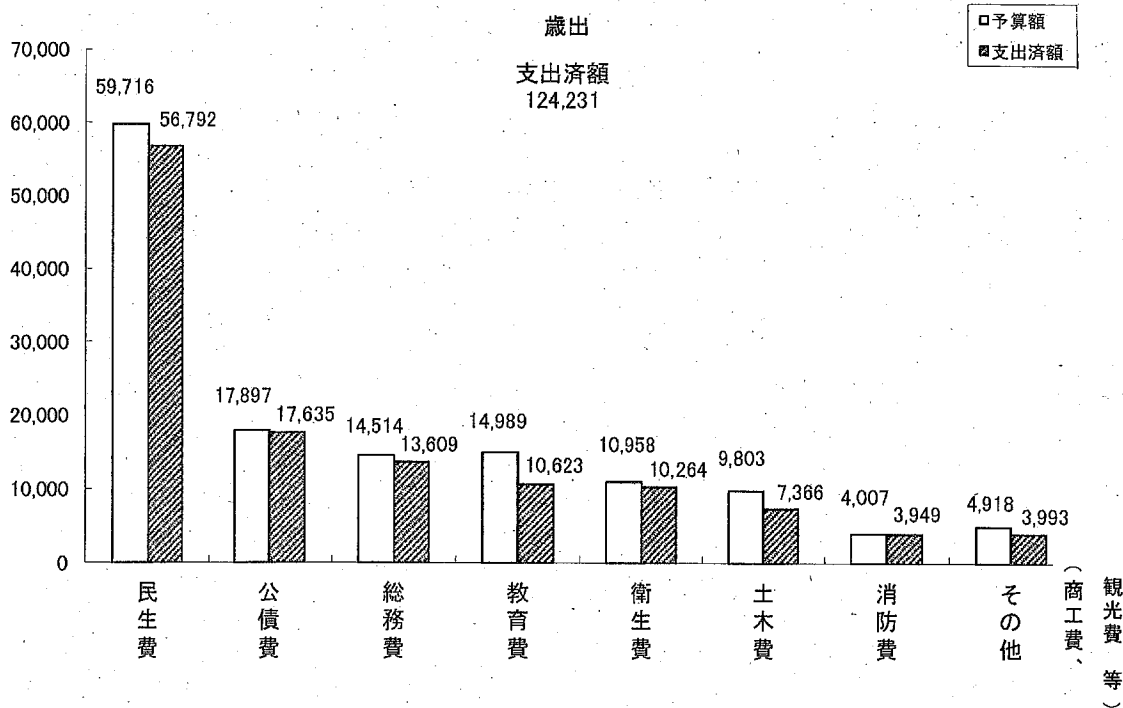
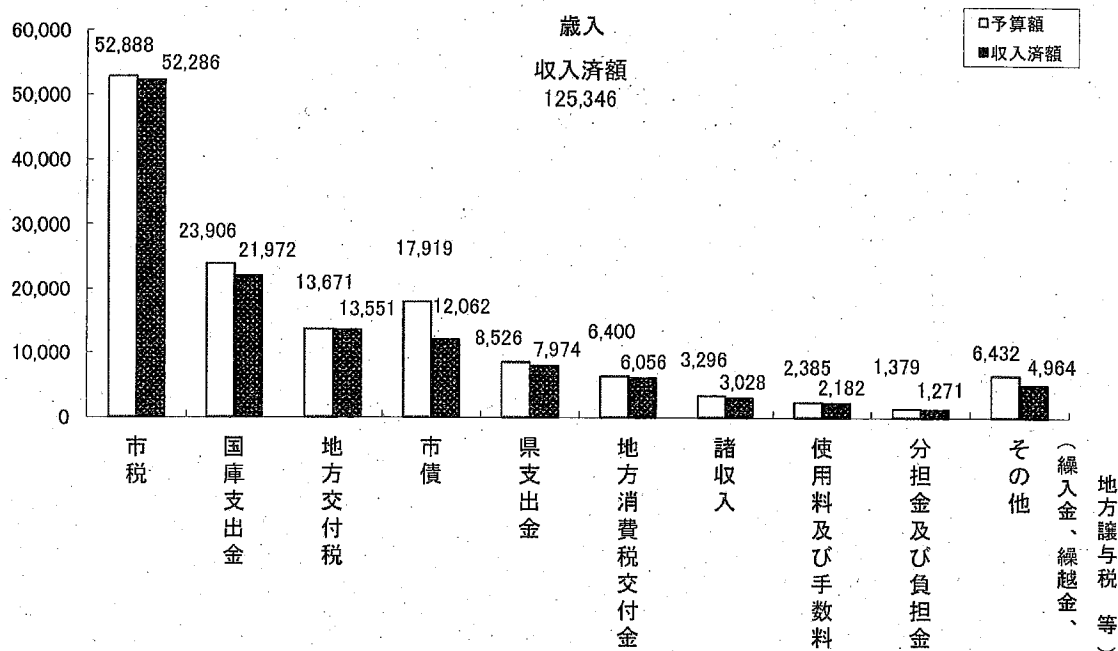
[令和元年9月30日現在]

人口	356,079 人
世帯数	163,246 世帯
面積	277 Km ²

1. 平成30年度 一般会計決算の状況

予算額 136,802 百万円

[平成30年度決算]
(単位:百万円)



2. 平成30年度 特別会計決算の状況

[平成30年度決算]

(単位:百万円)

会 計	予 算 額	収 入 済 額	支 出 済 額
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 金 特 別 会 計	559	12	559
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	37,112	34,951	34,893
土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計	3,663	3,376	3,376
市 街 地 再 開 発 事 業 特 別 会 計	186	186	186
公 共 用 地 取 得 事 業 特 別 会 計	73	73	73
駐 車 場 事 業 特 別 会 計	110	97	97
介 護 保 険 特 別 会 計	31,929	30,981	30,248
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金 特 別 会 計	41	77	33
針 テ ラ ス 事 業 特 別 会 計	152	149	149
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	6,197	6,100	6,071

3. 平成30年度 公営企業会計決算の状況

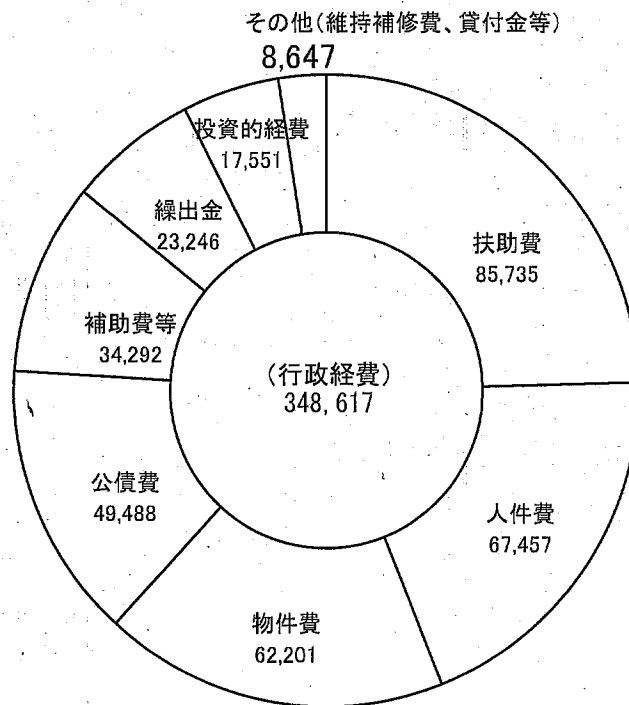
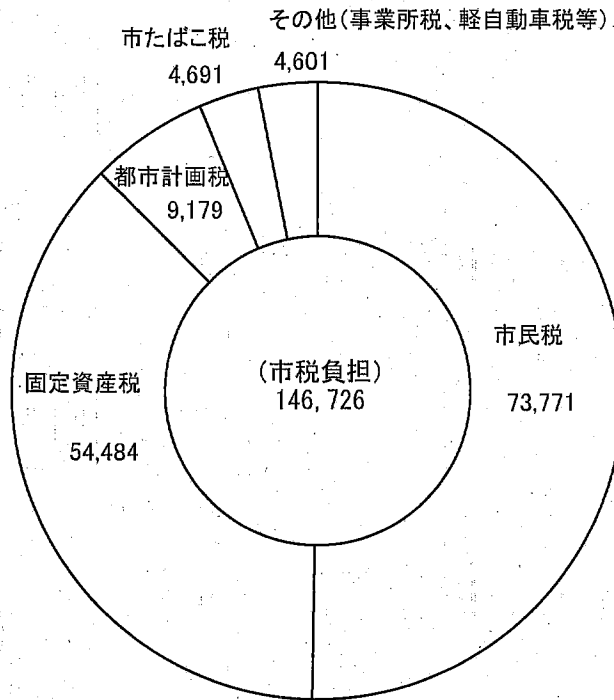
[平成30年度決算]

(単位:百万円)

会 計	項 目	収 益 的 収 支		資 本 的 収 支	
		収 入	支 出	収 入	支 出
病 院 事 業 会 計	予 算 額	765	887	113	113
	実 績 額	745	866	113	113
水 道 事 業 会 計	予 算 額	9,157	8,663	1,527	3,966
	実 績 額	9,277	8,288	1,096	2,882
下 水 道 事 業 会 計	予 算 額	7,325	7,890	3,892	4,712
	実 績 額	7,286	7,735	3,530	4,348

4. 市民1人当たりの状況（一般会計）

[平成30年度決算]
(単位：円)



奈良市告示第 367号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間における奈良市公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

令和元年12月1日

奈良市長 仲川元庸

令和元年度上半期 奈良市病院事業 報告書
(平成31年4月1日～令和元年9月30日)

1. 事業の概況

令和元年度上半期の病院事業の概況を報告いたします。

1-1 市立奈良病院

市立奈良病院は、開院から14年10箇月が経過し、市民に信頼される病院として、市民が安心して暮らせる医療体制づくりに努めてまいりました。

診療機能については、年度当初に医師・看護師らを増員し、診療体制の強化を図りました。

業務量につきましては、入院延べ患者数55,534人、外来延べ患者数106,465人、合計161,999人となりました。

収益的収支の状況ではありますが、収入総額は504,569,906円となっております。一方、支出総額は477,273,760円となっております。

次に、資本的収支の状況ではありますが、収入総額は91,899,275円となっております。一方、支出総額は91,810,303円となっております。

今後も、地域の関係機関との連携を進め、より良い医療サービスの提供に努めることにより、市民に信頼され、愛される病院を目指してまいります。

1-2 奈良市立看護専門学校

市内において看護師が不足している状況の解決を図るため、市立看護専門学校を設置し、看護師の養成を行っています。

課程は3年の医療専門課程、学生の定員は1学年40名、合計120名で、平成31年4月に第7期として43名の学生が入学し、令和元年9月末における学生数は第1学年43名、第2学年38名、第3学年36名の合計117名となりました。看護専門職として社会に貢献できる人材となるため、看護師としての知識及び技術を学びます。

2. 議会議決事項

奈良市行政財産使用料条例等の一部改正について (令和元年6月24日議決)

3. 職員に関する事項

医療政策課	職員数 4人
-------	-----------

(令和元年9月30日現在)

4. 業務に関する事項

(1) 入院患者数

稼働日数	4月 30	5月 31	6月 30	7月 31	8月 31	9月 30	合計 183	1日平均	構成比率
内科							0	0.0	0.0%
呼吸器内科	434	484	475	467	587	534	2,981	16.3	5.4%
消化器内科	751	970	926	881	841	785	5,154	28.2	9.3%
循環器内科	577	676	704	674	610	430	3,671	20.1	6.6%
脳神経内科	518	579	464	420	602	617	3,200	17.5	5.8%
血液内科							0	0.0	0.0%
心療内科							0	0.0	0.0%
糖尿病内科	88	82	67	66	56	53	412	2.3	0.7%
腎臓内科	201	191	199	212	193	185	1,181	6.5	2.1%
(感染制御内科)	1			11	4	29	45	0.2	0.1%
呼吸器外科	104	37	99	112	22	72	446	2.4	0.8%
外科・消化器外科	909	906	872	794	980	1,078	5,539	30.3	10.0%
脳神経外科	983	763	713	785	665	797	4,706	25.7	8.5%
乳腺外科	196	157	129	102	178	138	900	4.9	1.6%
整形外科	1,439	1,382	1,339	1,470	1,608	1,317	8,555	46.7	15.4%
形成外科	118	116	70	73	159	156	692	3.8	1.2%
精神科							0	0.0	0.0%
小児科	396	396	322	409	310	419	2,252	12.3	4.0%
皮膚科	188	128	123	138	124	89	790	4.3	1.4%
泌尿器科	184	205	197	224	294	229	1,333	7.3	2.4%
産婦人科	909	813	626	659	756	442	4,205	23.0	7.6%
眼科	327	336	342	342	263	246	1,856	10.1	3.3%
耳鼻いんこう科	261	268	285	259	334	237	1,644	9.0	3.0%
リハビリテーション科							0	0.0	0.0%
放射線科	7	16	5	3	8		39	0.2	0.1%
麻酔科							0	0.0	0.0%
(緩和ケア科)							0	0.0	0.0%
歯科							0	0.0	0.0%
(総合診療科)	1,076	1,126	943	890	931	967	5,933	32.4	10.7%
合計	9,667	9,631	8,900	8,991	9,525	8,820	55,534	303.5	100.0%

※()は院内標榜科

(2) 外来患者数

稼働日数	4月 25	5月 23	6月 25	7月 26	8月 26	9月 23	合計 148	1日平均	構成比率
内科	162	143	131	166	147	136	885	6.0	0.8%
呼吸器内科	523	489	475	487	495	487	2,956	20.0	2.8%
消化器内科	1,875	1,733	1,922	1,959	1,792	1,811	11,092	74.9	10.4%
循環器内科	1,203	1,229	1,200	1,303	1,210	1,217	7,362	49.7	6.9%
脳神経内科	866	801	816	885	789	827	4,984	33.7	4.7%
血液内科	147	156	147	158	169	144	921	6.2	0.9%
心療内科	4	4	5	2	6	8	29	0.2	0.0%
糖尿病内科	649	468	483	470	447	410	2,927	19.8	2.8%
腎臓内科	263	268	243	285	287	274	1,620	10.9	1.5%
(感染制御内科)	48	46	39	46	67	49	295	2.0	0.3%
呼吸器外科	51	45	60	55	59	55	325	2.2	0.3%
外科・消化器外科	757	738	750	790	753	747	4,535	30.6	4.3%
脳神経外科	542	564	503	540	488	455	3,092	20.9	2.9%
乳腺外科	922	895	937	891	927	1,000	5,572	37.7	5.2%
整形外科	2,217	2,157	2,053	2,182	2,165	2,126	12,900	87.2	12.1%
形成外科	668	664	654	694	701	677	4,058	27.4	3.8%
精神科							0	0.0	0.0%
小児科	1,011	895	908	967	960	873	5,614	37.9	5.3%
皮膚科	899	897	859	1,001	1,013	963	5,632	38.1	5.3%
泌尿器科	624	649	613	626	613	651	3,776	25.5	3.5%
産婦人科	875	1,014	1,055	1,077	1,077	1,128	6,226	42.1	5.8%
眼科	1,168	1,105	1,072	1,167	994	976	6,482	43.8	6.1%
耳鼻いんこう科	956	804	829	830	916	735	5,070	34.3	4.8%
リハビリテーション科							0	0.0	0.0%
放射線科	333	342	376	345	297	293	1,986	13.4	1.9%
麻酔科							0	0.0	0.0%
(緩和ケア科)	4		1	4	1	2	12	0.1	0.0%
歯科	25	37	38	31	65	45	241	1.6	0.2%
(総合診療科)	1,412	1,322	1,278	1,319	1,364	1,178	7,973	53.2	7.4%
合計	18,204	17,465	17,447	18,280	17,802	17,267	106,465	719.4	100.0%

※()は院内標榜科

(3) 事業収支に関する事項

収入

科目	令和元年度上半期 (円)	平成30年度上半期 (円)	比較	
			増減(円)	比率(%)
病院事業収益	504,569,906	514,252,848	-9,682,942	98.1
1 医業収益	46,922,000	49,023,000	-2,101,000	95.7
2 医業外収益	354,311,906	378,559,248	-24,247,342	93.6
3 看護師養成事業収益	103,336,000	86,670,600	16,665,400	119.2

支出

科目	令和元年度上半期 (円)	平成30年度上半期 (円)	比較	
			増減(円)	比率(%)
病院事業費用	477,273,760	480,100,529	-2,826,769	99.4
1 医業費用	399,466,625	420,228,900	-20,762,275	95.1
2 医業外費用	797,212	2,784,679	-1,987,467	28.6
3 看護師養成事業費用	77,009,923	57,086,950	19,922,973	134.9

5 経理の状況

(1) 上半期の病院事業会計の予算執行状況は次のとおりであります。

(ア) 収益的収入及び支出

収入

科目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
病院事業収益	821,743,000	504,569,906	504,569,906	317,173,094
1 医業収益	46,922,000	46,922,000	46,922,000	0
2 医業外収益	638,737,000	354,311,906	354,311,906	284,425,094
3 看護師養成事業収益	121,416,000	103,336,000	103,336,000	18,080,000
4 特別利益	14,668,000	0	0	14,668,000

支出

科目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
病院事業費用	876,400,000	477,273,760	477,273,760	399,126,240
1 医業費用	747,572,000	399,466,625	399,466,625	348,105,375
2 医業外費用	5,451,000	797,212	797,212	4,653,788
3 看護師養成事業費用	121,877,000	77,009,923	77,009,923	44,867,077
4 予備費	1,500,000	0	0	1,500,000

(イ)資本的収入及び支出

収入

科目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
資本的収入	185,700,000	91,899,275	91,899,275	93,800,725
1 企業債	1,800,000	0	0	1,800,000
2 補助金	1,580,000	790,000	790,000	790,000
3 負担金	182,320,000	91,109,275	91,109,275	91,210,725

支出

科目	予算現額 (円)	上半期執行額 (円)	執行額累計 (円)	未執行額 (円)
資本的支出	185,700,000	91,810,303	91,810,303	93,889,697
1 建設改良費	3,380,000	701,028	701,028	2,678,972
2 企業債償還金	182,320,000	91,109,275	91,109,275	91,210,725

(2)令和元年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりであります。

企業債

用途内訳		病院事業(円)
発行総額		4,555,600,000
償還高	上半期償還高	91,109,275
	償還高累計	301,715,198
未償還残高		4,253,884,802

令和元年度上半期奈良市水道事業説明書

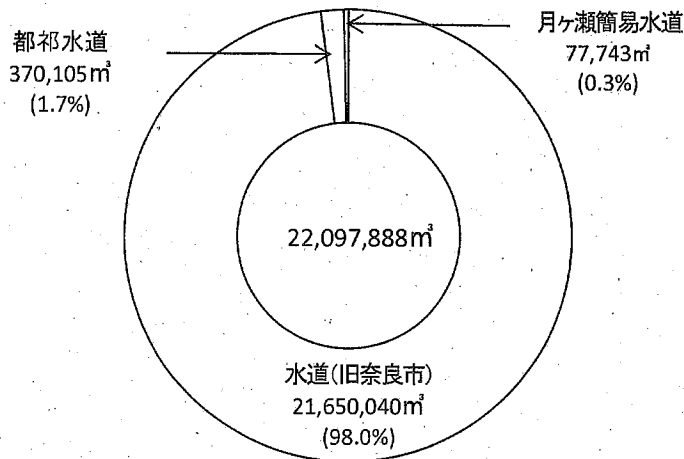
(平成31年4月1日～令和元年9月30日)

1. 事業の概要

(1) 業務について

区 分	令和元年度上半期	平成30年度上半期	増 減	伸び率
給 水 人 口	354,950人	356,426人	△ 1,476人	△0.41%
給 水 戸 数	174,544戸	173,279戸	1,265戸	0.73%
給 水 量	22,097,888 m^3	22,377,420 m^3	△ 279,532 m^3	△1.25%
1 日 最 大 給 水 量	129,597 m^3	132,666 m^3	△ 3,069 m^3	△2.31%
1 日 平 均 給 水 量	120,097 m^3	121,616 m^3	△ 1,519 m^3	△1.25%
1 人 1 日 最 大 給 水 量	365 ℓ	372 ℓ	△ 7 ℓ	△1.88%
1 人 1 日 平 均 給 水 量	338 ℓ	341 ℓ	△ 3 ℓ	△0.88%

(2) 事業別給水量



(3) 投資的事業について

奈良市水道事業中長期計画に基づき事業を実施しており、主なものは次のとおりです。

ア. 施設の更新

現在、配水池の耐震化を進めるため、平成30年度から3か年継続事業として、奈良市神功四丁目地内平城西配水池、令和元年度から2か年継続事業として、奈良市二名七丁目地内飛鳥配水池の更新工事を施行中です。

また、浄水関係の老朽化した施設の更新として、奈良市奈良阪町地内緑ヶ丘浄水場フラッシュミキサー更新工事他4件を施行中です。

イ. 配水管の更新

老朽化した配水管を更新するため、奈良市登美ヶ丘二丁目～登美ヶ丘四丁目地内口径200～75 ϕ 配水支管改良工事他5件(2,513 m)を施行し、出水不良解消及び安定給水を図りました。

現在、奈良市学園北二丁目地内口径200 ϕ 配水支管改良工事他6件を施行中です。

2. 財政の状況

奈良市水道事業は、平成29年度から奈良市都祁水道事業及び奈良市月ヶ瀬簡易水道事業と会計の統合を行い、新たに奈良市全域を一体とした運営を行っています。

水道料金収入は予算に対し増収となる見込みであり、また業務の改善や経費の節減により、収益的収支は黒字決算となる見込みです。確保した利益は、今後も増加する老朽施設の更新財源として活用することで、計画的な建設改良事業の施行に努め、安心して安全な水道を供給してまいります。

(1) 損益計算書(税抜)

営業費用	3,291,517,855円	←	営業収益	3,594,631,146円
営業外費用	144,659,669円		営業外収益	695,296,135円
特別損失	3,731,761円	←	特別利益	222,162円
純利益	850,240,158円			

(2) 貸借対照表

【資産の部 82,544,287,177円】	【資産】	【負債】	←	【負債の部 47,394,503,822円】
固定資産 74,260,264,387円		固定負債 16,462,687,182円	←	流動負債 1,802,564,290円
有形固定資産 53,699,423,551円	-----	繰延収益 29,129,252,350円	←	
無形固定資産 20,557,665,836円		【資本】	←	【資本の部 35,149,783,355円】
投資 3,175,000円	-----	資本金 11,982,951,219円	←	剰余金 23,166,832,136円
流動資産 8,284,022,790円			←	

3. 経理の状況

(1) 上半期の奈良市水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。(税込)

(ア) 収益的収入及び支出

収入

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
水道事業収益	9,270,000,000	4,577,090,473	4,577,090,473	4,692,909,527
1 営業収益	7,802,675,000	3,881,392,112	3,881,392,112	3,921,282,888
2 営業外収益	1,467,228,000	695,464,039	695,464,039	771,763,961
3 特別利益	97,000	234,322	234,322	△ 137,322

支出

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
水道事業費用	8,799,000,000	3,544,233,129	3,544,233,129	5,254,766,871
1 営業費用	8,201,117,000	3,395,545,309	3,395,545,309	4,805,571,691
2 営業外費用	582,461,000	144,659,669	144,659,669	437,801,331
3 特別損失	5,422,000	4,028,151	4,028,151	1,393,849
4 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

(イ)資本的収入及び支出

収入

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 収 入	1,945,200,000	370,245,831	370,245,831	1,574,954,169
1 企業債	1,109,200,000	0	0	1,109,200,000
2 負担金	527,145,000	220,460,631	220,460,631	306,684,369
3 分担金	308,855,000	149,785,200	149,785,200	159,069,800

支出

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 支 出	5,376,751,160	1,486,645,756	1,486,645,756	3,890,105,404
1 建設改良費	3,491,290,160	471,693,862	471,693,862	3,019,596,298
2 固定資産取得費	46,732,000	15,551,660	15,551,660	31,180,340
3 企業債償還金	1,122,369,000	558,584,617	558,584,617	563,784,383
4 長期割賦金	706,360,000	440,815,617	440,815,617	265,544,383
5 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000

(2) 令和元年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳		水道事業(円)
発行総額		26,298,100,000
償還高	上半期償還高	558,584,617
	償還高累計	11,511,012,845
未償還残高		14,787,087,155

令和元年度上半期奈良市下水道事業説明書
(平成31年4月1日～令和元年9月30日)

1.事業の概要

(1)業務について

区 分	令和元年度上半期	平成30年度上半期	増 減	伸び率
有 収 水 量	18,195,441m ³	18,327,537m ³	△ 132,096m ³	△0.72%

(2)投資的事業について

主なものは次のとおりです。

ア.普及促進事業

公共下水道の普及促進や環境改善のため、現在、1件の真空弁ユニット設置工事及び1件の公共下水道築造工事を施行中です。その他4件の設計業務委託を実施中です。

イ.管渠改良事業

老朽化した下水道管渠による事故や機能停止を未然に防ぐため、下水道長寿命化支援制度による国庫補助金を活用して、奈良市西登美ヶ丘一丁目地内他佐保川第1処理分区管きよ改築工事他1件(2,371m)を施行し、改築工事に伴う詳細設計業務委託を2件実施しました。その他1件の管きよ改築工事を施行中です。

ウ.処理場建設改良事業

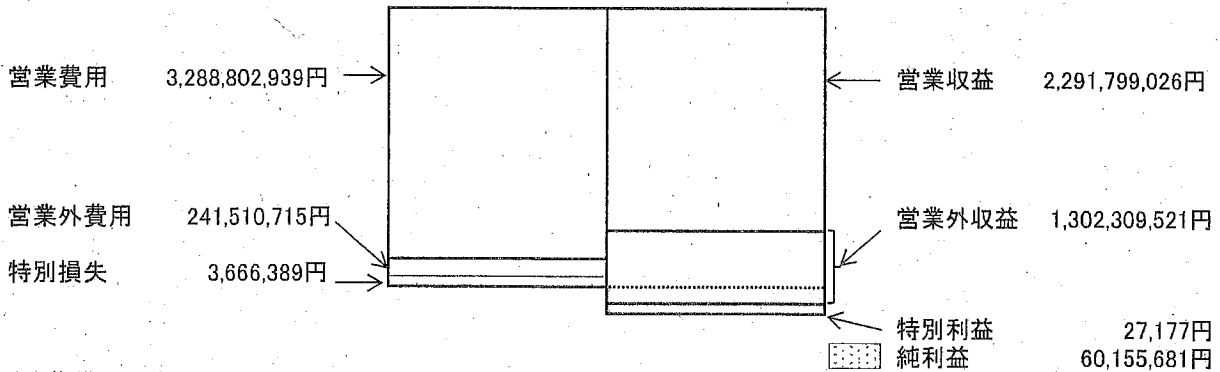
適切な処理場の運営のため、販売中止及び部品供給の終了した全窒素全りん計、UV計の更新工事を施行中です。

2. 財政の状況

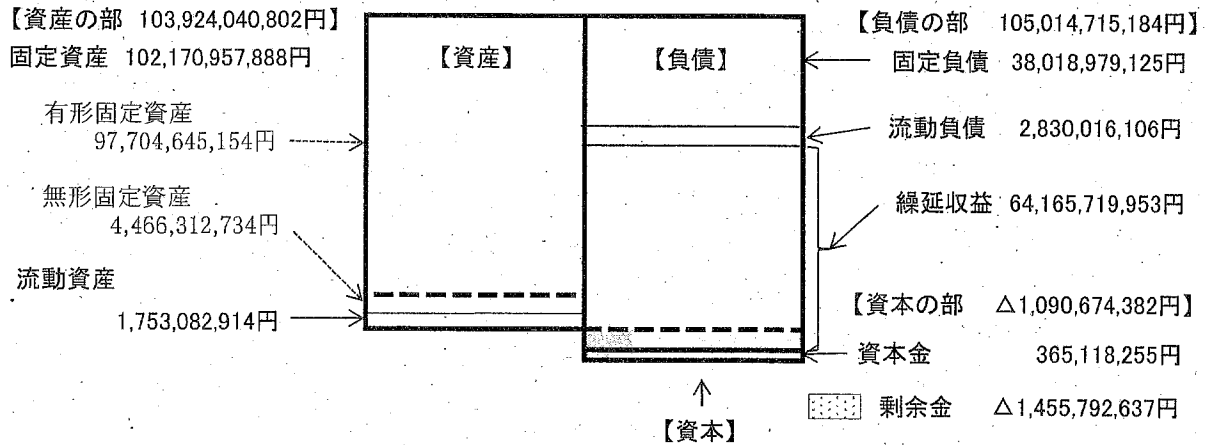
収益的収支は赤字予算であり、下水道使用料は予算に対し減収となる見込みであります。下水道事業全体でみると、貸借対照表上では負債額が資産額を上回る債務超過の状態となっております。この状態を解消するためには、毎年度の収支で利益を確保しなければならないため、令和2年5月分から使用料を改定し、収益構造の抜本的な見直しを図ります。

このように非常に厳しい経営状況ではありますが、下半期においても、企業努力を重ね、計画的な建設改良事業の施行に努め、市民生活を支えるライフラインの構築と維持に努めてまいります。

(1) 損益計算書(税抜)



(2) 貸借対照表



3. 経理の状況

(1) 上半期の奈良市下水道事業会計の予算執行状況は次のとおりです。(税込)

(ア) 収益的収入及び支出

収入

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
下水道事業収益	7,675,000,000	3,758,631,237	3,758,631,237	3,916,368,763
1 営業収益	5,017,613,000	2,456,285,853	2,456,285,853	2,561,327,147
2 営業外収益	2,657,348,000	1,302,316,036	1,302,316,036	1,355,031,964
3 特別利益	39,000	29,348	29,348	9,652

支出

科目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
下水道事業費用	7,994,000,000	3,634,860,488	3,634,860,488	4,359,139,512
1 営業費用	7,323,327,000	3,389,406,271	3,389,406,271	3,933,920,729
2 営業外費用	659,595,000	241,510,715	241,510,715	418,084,285
3 特別損失	6,078,000	3,943,502	3,943,502	2,134,498
4 予備費	5,000,000	0	0	5,000,000

(イ)資本的收入及び支出

収入

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 収 入	3,249,652,000	476,076,260	476,076,260	2,773,575,740
1 企業債	2,094,600,000	0	0	2,094,600,000
2 他会計補助金	946,269,000	473,134,500	473,134,500	473,134,500
3 国庫補助金及び交付金	151,774,000	0	0	151,774,000
4 県補助金	14,303,000	0	0	14,303,000
5 負担金等	42,706,000	2,941,760	2,941,760	39,764,240

支出

科 目	予算現額(円)	上半期執行額(円)	執行額累計(円)	未執行額(円)
資 本 的 支 出	4,676,183,000	1,807,192,038	1,807,192,038	2,868,990,962
1 建設改良費	1,101,712,000	17,235,753	17,235,753	1,084,476,247
2 固定資産取得費	4,078,000	2,041,200	2,041,200	2,036,800
3 企業債償還金	3,570,393,000	1,787,915,085	1,787,915,085	1,782,477,915

(2)令和元年9月30日現在における企業債の状況は次のとおりです。

用途内訳	下水道事業(円)	
発行総額	78,146,400,000	
償還高	上半期償還高	1,787,915,085
	償還高累計	38,392,795,616
未償還残高	39,753,604,384	

奈良市告示第368号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

令和元年12月 2日

奈良市長 仲川元庸

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路

3・4・101号 六条奈良阪線

3・3・5号 桂木南京終線

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市南京終町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、南京終町、西木辻町、南新町、南袋町、小太郎町、南魚屋町、南風呂町、北風呂町、馬場町、西城戸町、小川町、本子守町、上三条町、林小路町、漢国町、高天町、高天市町、内侍原町、北小路町、西新在家号所町、西新在家町、法蓮町、半田開町、法蓮佐保山一丁目、三丁目、四丁目及び奈保町の各一部

3 縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 都市整備部 都市計画課

4 縦覧期間

令和元年12月2日から令和元年12月16日まで

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、案の種類、意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長宛とし、奈良市都市整備部都市計画課に令和元年12月16日までに必着するように提出してください。

奈良市告示第 369 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号の規定により公示する。

令和 元年 12月 2日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 元年 12月 1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970108300	訪問介護	有限会社サポートさくら	奈良県奈良市あやめ池南五丁目1番34号	有限会社サポートさくら	奈良市あやめ池南五丁目1番34号

奈良市告示第 370 号

奈良市観光自動車駐車場条例（平成12年奈良市条例第17号）第3条の3第2項の規定により次のとおり臨時に開場します。

令和元年12月2日

奈良市長 仲川元庸

施設名	臨時に開場する日時
奈良市転害門前観光駐車場	令和元年12月31日午後11時 ～令和2年1月1日午前8時

奈良市告示第 371 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和元年12月3日

奈良市長 仲川 元庸

住居番号をつけた建造物の表示		
学園北二丁目12番7号	三条大路三丁目2番11-室番号	西登美ヶ丘一丁目8番10号
帝塚山四丁目2番5号	菅原東一丁目11番10号	尼辻中町5番27号
富雄北三丁目11番1号	六条一丁目2番15号	登美ヶ丘四丁目8番9号
大安寺二丁目11番8-2号	平松一丁目11番12-室番号	西大寺新田町1番12-2号
鶴舞西町3番4号	西大寺南町5番26-室番号	あやめ池北一丁目8番30-2号
中登美ヶ丘五丁目15番7号	四条大路三丁目3番12-1号	西登美ヶ丘二丁目1番16号
中登美ヶ丘五丁目15番24号	学園南二丁目17番23号	疋田町三丁目3番43号
中登美ヶ丘五丁目15番23号	芝辻町三丁目6番40-1号	七条一丁目20番6号
中登美ヶ丘五丁目15番22号	芝辻町三丁目6番40-2号	北登美ヶ丘一丁目8番26号
中登美ヶ丘五丁目15番13号	芝辻町三丁目6番40-3号	大安寺二丁目11番8-3号
中登美ヶ丘五丁目15番12号	あやめ池北三丁目15番57-2号	西登美ヶ丘七丁目6番3号
中登美ヶ丘五丁目15番11号	五条二丁目5番25号	五条二丁目15番29号
中登美ヶ丘五丁目15番10号	六条西五丁目2番15号	西大寺国見町二丁目17番32号
五条西一丁目35番12号	四条大路三丁目3番12-5号	藤ノ木台三丁目12番20号
大森西町20番11号	あやめ池南五丁目1番50号	東登美ヶ丘四丁目18番16号
西登美ヶ丘七丁目3番5号	帝塚山三丁目10番25号	
青野町一丁目9番24-室番号	平松三丁目10番19号	
六条西三丁目23番33号	平松三丁目10番20号	
西大寺宝ヶ丘1番11号	平松三丁目3番5号	

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和元年12月3日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年12月3日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄菖蒲池駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第373号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和元年12月3日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和元年10月23日 奈良市指令整開 第19A-19号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和元年12月3日 第1711号

公共施設 令和元年12月3日 第844号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市西木辻町323番1、324番1、324番2、325番1の一部、326番の一部及び327番1の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永松 文彦

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市西木辻町327番1の一部

奈良市告示第 374 号

令和 2 年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定める。

令和元年 12 月 4 日

奈良市長 仲川 元庸

令和2年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和2・3年度（令和2年度）において、奈良市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の入札（見積り）に参加する者に必要な資格及び申請方法等を定めたので、入札（見積り）に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市内業者（市内に建設業法等に基づく本店を有する者）及び準市内業者（市内に建設業法等に基づく支店等を有する者）については、今回は基準年受付となり、令和2・3年度の2年間の有効期間となります。なお、市外業者（市内に建設業法（昭和24年法律第100号）等に基づく本店及び支店等を有しない者）については、追加年受付となり、令和2年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び平成31年1月に申請されなかった方です。

1. 入札参加者の資格

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 奈良市の市・県民税（法人においては法人市民税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税（法人においては法人税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 奈良市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (5) 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入有無欄において、「有」又は「除外」と表示されている者。
- (6) 直近2年分の財務諸表において、次の全てに該当する者でないこと。（市内に建設業法に基づく本店を有する者）
 - ア 貸借対照表の流動資産合計から流動負債合計を差し引いた額がマイナスである者
 - イ 貸借対照表の純資産合計がマイナスである者
 - ウ 損益計算書の営業利益がマイナスである者
 - エ 損益計算書の経常利益がマイナスである者
- (7) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 役員等（法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。）である者。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者。
 - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

2 受付期間 令和2年1月20日(月)から令和2年1月31日(金)まで(土・日曜日を除く。)

※郵送分については、令和2年1月6日(月)から受付します。

3 受付時間 午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時

4 受付場所 奈良市役所庁舎北棟6階 第17会議室

<問い合わせ先>奈良市 総務部 契約課

電話番号 0742-34-4743

5 申請方法 (1) 市内業者は持参受付又は郵送受付での申請をしてください。

持参受付は、後日、入札参加資格審査結果通知書を郵送しますので、84円切手を貼り付けた返信用封筒に住所・業者名・担当者名を明記のうえお持ちください。

郵送受付は、令和2年1月31日(金)までの消印有効とします。後日、入札参加資格審査申請書受付票及び入札参加資格結果通知書を郵送しますので、84円切手を貼り付けた返信用封筒に住所・業者名・担当者名を明記のうえ、2通同封してください。(2通それぞれに切手が必要です。)

※同通知書(原本)は申請業者へ郵送します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同通知書(写し)の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒を、持参受付の場合はさらに1通、郵便受付の場合はさらに2通同封してください。(切手が必要です。)

(2) 準市内業者及び市外業者は、郵送での申請をしてください。郵送受付は令和2年1月31日(金)までの消印有効とします。後日、入札参加資格審査申請書受付票及び入札参加資格審査結果通知書を郵送しますので、84円切手を貼り付けた返信用封筒に住所・業者名・担当者名を明記のうえ、2通同封してください。(2通それぞれに切手が必要です。)

※同受付票及び通知書(原本)は申請業者へ郵送します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同受付票及び同通知書(写し)の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒をさらに2通同封してください。(切手が必要です。)

6 郵送先 〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 総務部 契約課 契約係

7 登録有効期間 (1) 市内業者・準市内業者 2年間(令和2・3年度)

(2) 市外業者 1年間(令和2年度)

8 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。

9 その他留意事項

(1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には入札参加資格を保留します。十分精査のうえ、期日までに提出してください。

(2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、事実確認を行ったうえ、入札参加資格を取り消す場合があります。

(3) 各証明書(原本及び写し)は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。

- (4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度、総務部契約課に変更届を提出してください。
- (5) 提出書類は、紐とじ又はファイルとじにして提出してください。(項目ごとにインデックスを貼付・番号を記載)
- (6) 提出いただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。
- (7) 提出書類以外にも、必要に応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

10 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第3条第1項の規定する建設業者で、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（平成30年9月1日から令和元年8月31日までの間に審査基準日を有するもの）を受けている者

<市内業者> (市内に建設業法に基づく本店を有する者) (各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。)

① 入札参加資格審査申請書 (第1号様式)

* 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受審した9業種 (土木一式、建築一式、電気、管、舗装、塗装、防水、造園及び解体) については、最大3業種までの申請となります。

② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (写し) (平成30年9月1日から令和元年8月31日までの間に審査基準日を有するもの)

③ 従業員名簿 (第5号様式)

④ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿 (写し)

⑤ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書 (2年分) (写し)

⑥ 建設業許可申請書のうち、様式第七号 [経營業務の管理責任者証明書] (写し)

⑦ 建設業許可申請書のうち、別紙四、様式第八号、様式第八号 (1) 又は (2) [専任技術者一覧表・専任技術者証明書] (写し)

⑧ 建設業許可通知書又は証明書 (写し)

⑨ 印鑑証明書 (印影が鮮明なものに限り写し可) (法人・個人)

⑩ 商業登記履歴事項全部証明書 (写し) (法人のみ)

⑪ 財務諸表 (直近2年分)

・ 個人 貸借対照表、損益計算書 (経営状況分析の申請時に提出した、建設業法施行規則様式第18～19号)

・ 法人 貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書、株主資本等変動計算書 (経営状況分析の申請時に提出した、建設業法施行規則様式第15～17号)

⑫ 納税証明書 (写し)

・ 個人 平成30・令和元年度分の市・県民税及び平成30・令和元年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)

・ 法人 平成30・令和元年度分の法人市民税 (ただし、入札参加資格審査申請時において令和元年度分が確定していない場合は、平成29・30年度分) 及び平成30・令和元年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)

⑬ 国民健康保険料納付証明書 (写し) (個人業者のみで平成30・令和元年度分)

⑭ 水道料金・下水道使用料納付証明書 (写し) (奈良市企業局での証明で該当者のみ平成30年4月～令和元年8月分)

⑮ 障害者雇用状況報告書 (写し) (法律により提出が義務付けられているとき)

⑯ 労働保険料納付済証明書 (雇用・労災) (写し) (労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)

⑰ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し

⑱ 誓約書

⑲ 入札参加資格審査申請書受付票 (紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。)

※ 官公需適格組合 (事業協同組合の場合) については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿 (組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの) 及び審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者>（市内に建設業法に基づく支店等を有する者）（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式）
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成30年9月1日から令和元年8月31日までの間に審査基準日を有するもの）
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書又は証明書（写し）
- ⑦ 建設業許可申請書の別紙二（1）又は二（2）（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
- ⑧ 委任状（原本）（営業所等に権限を委任する場合に限る。）
- ⑨ 印鑑証明書（印影が鮮明なものに限り写し可）（法人・個人）
- ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
- ⑪ 納税証明書（写し）
 - ・個人 平成30・令和元年度分の市・県民税及び平成30・令和元年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ・法人 平成30・令和元年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において令和元年度分が確定していない場合は、平成29・30年度分）及び平成30・令和元年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
- ⑫ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ平成30年4月～令和元年8月分）
- ⑬ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
- ⑭ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
- ⑮ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
- ⑯ 誓約書
- ⑰ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）

<市外業者>（市内に建設業法に基づく本店及び支店等を有しない者）（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

- ① 入札参加資格審査申請書（第2号様式）
 - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成30年9月1日から令和元年8月31日までの間に審査基準日を有するもの）
 - ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿（写し）
 - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書（2年分）（写し）
 - ⑤ 営業所一覧表
 - ⑥ 建設業許可通知書又は証明書（写し）
 - ⑦ 建設業許可申請書の別紙二（1）又は二（2）（写し）〔営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分〕
 - ⑧ 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
 - ⑨ 印鑑証明書（印影が鮮明なものに限り写し可）（法人・個人）
 - ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）
 - ⑪ 所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）
 - ・ 個人（その3）又は（その3の2）様式及び平成30・令和元年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ・ 法人（その3）又は（その3の3）様式及び平成30・令和元年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）
 - ⑫ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）
 - ⑬ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）
 - ⑭ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
 - ⑮ 誓約書
 - ⑯ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

1. 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
2. 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）による登録業者）
3. 建築設計業者（建築士法（昭和25年法律第202号）による登録業者）
4. 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
5. 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
6. その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

<市内業者・準市内業者・市外業者共通> (各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。)

- ① 入札参加資格審査申請書 (第3号様式の1・第3号様式の2)
 - ② 業態調査書 (業態調査書に記載のない業務については、余白に記入してください。)
 - ③ 技術職員名簿
 - ④ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書 (写し)
 - ⑤ 業務実績調査書 (過去2年分) (任意様式)
 - ⑥ 現況報告書 (建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者に限る。)
 - ⑦ 財務諸表 (直近1年分) ※⑥の現況報告書に以下の内容が含まれている場合には提出の必要はありません。
 - ・個人 青色申告の場合：所得税確定申告書の写し、青色申告決算書 (貸借対照表、損益計算書) の写し
白色申告の場合：所得税確定申告書の写し、収支内訳書の写し
(所得税確定申告書の写しは、個人番号 (マイナンバー) の記載がないもの)
 - ・法人 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
 - ⑧ 営業所一覧表
 - ⑨ 委任状 (原本) (支店等に権限を委任する場合に限る。)
 - ⑩ 印鑑証明書 (印影が鮮明なものに限り写し可) (法人・個人)
 - ⑪ 商業登記履歴事項全部証明書 (写し) (法人のみ)
 - ⑫ 納税証明書 (写し)
 - ・市内業者及び準市内業者
 - 個人 平成30・令和元年度分の市・県民税及び平成30・令和元年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
 - 法人 平成30・令和元年度分の法人市民税 (ただし、入札参加資格審査申請時において令和元年度分が確定していない場合は、平成29・30年度分) 及び平成30・令和元年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
 - ・市外業者
 - 所得税 (法人においては法人税) 及び固定資産税に係る納税証明書 (写し)
 - 個人 (その3) 又は (その3の2) 様式及び平成30・令和元年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
 - 法人 (その3) 又は (その3の3) 様式及び平成30・令和元年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
 - ⑬ 国民健康保険料納付証明書 (写し) (市内個人業者のみで平成30・令和元年度分)
 - ⑭ 水道料金・下水道使用料納付証明書 (写し) (奈良市企業局での証明で該当者のみ平成30年4月～令和元年8月分)
 - ⑮ 障害者雇用状況報告書 (写し) (法律により提出が義務付けられているとき)
 - ⑯ 労働保険料納付済証明書 (雇用・労災) (写し) (労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)
 - ⑰ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
 - ⑱ 誓約書
 - ⑲ 入札参加資格審査申請書受付票 (紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。)
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(3) 建設工事関係の物品供給業者（各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。）

① 入札参加資格審査申請書（第4号様式）

② 取扱品目一覧表

③ 年間平均取扱高・製造高（販売・納入先等実績）、経営規模（自己資本金、職員数、営業年数）等を示す書類

④ 印鑑証明書（印影が鮮明なものに限り写し可）（法人・個人）

⑤ 商業登記履歴事項全部証明書（写し）（法人のみ）

⑥ 納税証明書（写し）

・市内業者及び準市内業者

個人 平成30・令和元年度分の市・県民税及び平成30・令和元年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）

法人 平成30・令和元年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において令和元年度分が確定していない場合は、平成29・30年度分）及び平成30・令和元年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）

・市外業者

所得税（法人においては法人税）及び固定資産税に係る納税証明書（写し）

個人 （その3）又は（その3の2）様式及び平成30・令和元年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）

法人 （その3）又は（その3の3）様式及び平成30・令和元年度分の固定資産税（奈良市で課税されている場合のみ）

⑦ 国民健康保険納付証明書（写し）（市内個人業者のみで平成30・令和元年度分）

⑧ 水道料金・下水道使用料納付証明書（写し）（奈良市企業局での証明で該当者のみ平成30年4月～令和元年8月分）

⑨ 障害者雇用状況報告書（写し）（法律により提出が義務付けられているとき）

⑩ 労働保険料納付済証明書（雇用・労災）（写し）（労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。）

⑪ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し

⑫ 誓約書

⑬ 入札参加資格審査申請書受付票（紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。）

※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

奈良市告示第375号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

令和元年12月5日

奈良市長 仲川 元庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
令和元年 8月29日	大塚 憲司	社会福祉法人 恩賜財団 済生会奈良病院	奈良市八条四丁目 643番地	泌尿器科 (じん臓機能障害)

奈良市告示第376号

平成31年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書を送付しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、別紙のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部福祉医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和 元年 12月 6日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙省略

奈良市告示第 377号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和元年12月6日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年12月6日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 379号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和元年12月 9 日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年12月9日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 380号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和元年12月9日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

平成31年3月15日 奈良市指令整開 第18A-48号

令和元年10月11日 奈良市指令整開 第18A-48-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和元年12月9日 第1712号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市石木町631番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市大江町114番地1

エフ・エフ・エス株式会社 代表取締役 藤枝 武士

奈良市告示第 38/号

奈良市観光案内所規則（平成21年奈良市規則第60号）第5条ただし書及び第6条第2項の規定により、次のとおり観光案内所を臨時に休館するとともに、開館時間を変更します。

令和元年12月10日

奈良市長 仲川 元 庸

1. 休館日

施設名	休館日
奈良市観光センター	令和2年1月1日～令和2年1月3日

2. 開館時間の変更

令和元年12月31日及び令和2年1月1日の開館時間を次のとおりとする。

施設名	開館時間
奈良市総合観光案内所	令和元年12月31日 午前9時～午後12時
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	令和2年1月1日 午前0時～午前6時及び午前9時～午後9時 (12月31日夕方から翌1月1日まで終夜開館)
奈良市観光センター	令和元年12月31日 午前9時～午後5時

奈良市告示第 382 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示する。

令和元 年 / 2 月 10 日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
令和元年 9月1日	株式会社染川薬局	奈良市中山町西 456-1	株式会社染川薬局 代表取締役 染川 とみ子

奈良市告示第 383 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示する。

令和元年12月14日

奈良市長 仲川 元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
令和元年 9月1日	ひだまり薬局 神殿店	奈良市神殿町650番地	株式会社 あつとほうむ 代表取締役 吉谷 淳至

奈良市告示第384号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示する。

令和元年12月10日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
令和元年 9月1日	スギ薬局 登美ヶ丘店	奈良市中登美ヶ丘三丁 目1番地	株式会社 スギ薬局 代表取締役 榑原 栄一

奈良市告示第385号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域を次のとおり変更する。

令和元年12月12日

奈良市長 仲川元庸

1 変更の年月日

令和2年1月20日

2 街区の区域の変更

東登美ヶ丘一丁目

別図1を別図2に示すとおり5街区の区域を変更する。

別図1及び別図2省略

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和元年12月12日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年12月12日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第387号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

令和元年12月13日

奈良市長 仲川 元庸

申請者住所	奈良市芝辻町四丁目6番6
申請者氏名	オーエスハウジング株式会社 代表取締役 大奥 英次
道路の位置	奈良市紀寺町841番2、同番3、同番7及び同番10の各一部
道路の幅員	最大4.30m 最小4.30m
道路の延長	20.77m
指定年月日	令和元年12月13日
指定番号	第R0109号

奈良市告示第 388 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 元 年 12 月 13 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人浜田会 平岡整形外科	奈良県奈良市あやめ池北三丁目 1-26 エミエールあやめ池 2F	令和元年 10月31日
野阪歯科医院	奈良県奈良市鶴舞東町 2 番 13 号 V I V ビル 101	令和元年 10月31日

奈良市告示第389号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年12月13日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
野阪歯科医院	奈良県奈良市鶴舞東町2番10号	令和元年 11月1日

奈良市告示第 390 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により指定医療機関から事業を再開した旨の届出があったので、同法第 55 条の 3 の規定により次のとおり告示する。

令和 元 年 12 月 13 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	再開年月日
医療法人聡啓会 中井耳鼻咽喉科	奈良県奈良市学園北二丁目 1-6 セブンスターマンション B3	令和元年 12月6日

奈良市告示第 39 /号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和元年12月13日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和元年12月13日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

奈良市告示第 392号

平成31年奈良市告示第 186号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

令和元年12月15日

奈良市長 仲川 元庸

別紙1の表中

大森 正晴	おおもりクリニック	奈良市六条2-18-36		○		○	○				○	○	
松本 元嗣	大倭病院	奈良市大倭町5-5		○		○	○						○

を

大森 正晴	おおもりクリニック	奈良市六条二丁目18-36		○		○	○				○	○	
-------	-----------	---------------	--	---	--	---	---	--	--	--	---	---	--

に改める。

公營企業

奈良市企業局告示第28号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、令和元年12月 2日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供します。

令和元年12月 2日

奈良市公営企業管理者 池田 修

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和元年12月16日

2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する場所

奈良市三松二丁目、JR奈良駅南特定土地区画、押熊町、秋篠三和町二丁目、神殿町、法蓮町、三碓町、中山町の一部

2-2 公共下水道を整備し、供用を開始する場所

処理分区	起 点	終 点	告示位置図No.
富雄川第4処理分区	三松二丁目7-23	三松二丁目14-8	①
南奈良第5-2処理分区	JR奈良駅南特定土地区画	JR奈良駅南特定土地区画	②
佐保川第4処理分区	押熊町524-3	押熊町511-1	③
佐保川第7処理分区	秋篠三和町二丁目8-12	秋篠三和町二丁目8-16	④
南奈良第3処理分区	神殿町95-4	神殿町96-1	⑤
大安寺第1処理分区	法蓮町330	法蓮町331-1	⑥
富雄川第6処理分区	三碓町2228	三碓町2204	⑦
佐保川第5処理分区	中山町1750-12	中山町1757-8	⑧

3 公共汚水樹を設置し、供用を開始する場所

処理分区	場所	告示位置図No.
南奈良第5-2処理分区	東九条町1416、1417の一部	⑨
櫛本北第3処理分区	田中町406-5	⑩
佐保川第13処理分区	六条一丁目515-1	⑪
富雄川第4処理分区	三松四丁目875-1、875-8	⑫
佐保川第7処理分区	秋篠町1230-1,1230-2,1253の各一部	⑬
佐保川第5処理分区	中山町1774-25 他4筆	⑭
富雄川第10処理分区	大和田町1184	⑮
富雄川第10処理分区	菅原町666-5	⑯

4 供用を開始する公共下水道の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
位置図省略

奈良市企業局告示第29号

令和2年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

令和元年12月5日

奈良市公営企業管理者 池田 修

令和2年度奈良市企業局建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和2・3年度（令和2年度）において、奈良市企業局が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の入札（見積り）に参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、入札（見積り）に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市内業者（市内に建設業法等に基づく本店を有する者）及び準市内業者（市内に建設業法等に基づく支店等を有する者）については、今回は基準年受付となり、令和2・3年度の2年間の有効期間となります。なお、市外業者（市内に建設業法（昭和24年法律第100号）等に基づく本店及び支店等を有しない者）については、追加年受付となり、令和2年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方及び平成31年1月に申請されなかった方です。

1 入札参加者の資格

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 奈良市の市・県民税（法人においては法人市民税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税（法人においては法人税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 奈良市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (5) 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入有無欄において、「有」又は「除外」と表示されている者。
- (6) 直近2年分の財務諸表において、次の全てに該当する者でないこと。（市内に建設業法に基づく本店を有する者）
 - ア 貸借対照表の流動資産合計から流動負債合計を差し引いた額がマイナスである者
 - イ 貸借対照表の純資産合計がマイナスである者
 - ウ 損益計算書の営業利益がマイナスである者
 - エ 損益計算書の経常利益がマイナスである者
- (7) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 役員等（法人にあつては役員、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。）である者。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

2 受付期間 令和2年1月20日(月)から令和2年1月31日(金)まで(土・日曜日を除く。)

※郵送分については、令和2年1月6日(月)から受付します。

3 受付時間 午前9時30分～正午、午後1時30分～午後4時

4 受付場所 奈良市役所庁舎北棟6階 第17会議室

<問い合わせ先>奈良市企業局 経営部 経営企画課

電話番号 0742-34-5200 (内線272)

5 申請方法 (1) 市内業者は持参受付又は郵送受付での申請をしてください。

持参受付は、後日、入札参加資格審査結果通知書を郵送しますので、84円切手を貼り付けた返信用封筒に住所・業者名・担当者名を明記のうえお持ちください。

郵送受付は、令和2年1月31日(金)までの消印有効とします。後日、入札参加資格審査申請書受付票及び入札参加資格結果通知書を郵送しますので、84円切手を貼り付けた返信用封筒に住所・業者名・担当者名を明記のうえ、2通同封してください。(2通それぞれに切手が必要です。)

※同通知書(原本)は申請業者へ郵送します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同通知書(写し)の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒を、持参受付の場合はさらに1通、郵便受付の場合はさらに2通同封してください。(切手が必要です。)

(2) 準市内業者及び市外業者は、郵送での申請をしてください。郵送受付は令和2年1月31日(金)までの消印有効とします。後日、入札参加資格審査申請書受付票及び入札参加資格審査結果通知書を郵送しますので、84円切手を貼り付けた返信用封筒に住所・業者名・担当者名を明記のうえ、2通同封してください。(2通それぞれに切手が必要です。)

※同受付票及び通知書(原本)は申請業者へ郵送します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同受付票及び同通知書(写し)の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒をさらに2通同封してください。(切手が必要です。)

6 郵送先 〒630-8001

奈良市法華寺町264番地1

奈良市企業局 経営部 経営企画課 総務係

7 登録有効期間 (1) 市内業者・準市内業者 2年間(令和2・3年度)

(2) 市外業者 1年間(令和2年度)

8 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。

9 その他留意事項

- (1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には入札参加資格を保留します。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、事実確認を行ったうえ、入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 各証明書（原本及び写し）は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。
- (4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合は、その都度、経営部経営企画課に変更届を提出してください。
- (5) 提出書類は、紐とじ又はファイルとじにして提出してください。（項目ごとにインデックスを貼付・番号を記載）
- (6) 提出いただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。
- (7) 提出書類以外にも、必要に応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

10 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第3条第1項の規定する建設業者で、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（平成30年9月1日から令和元年8月31日までの間に審査基準日を有するもの）を受けている者

<市内業者> (市内に建設業法に基づく本店を有する者) (各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。)

- ① 建設工事入札参加資格審査申請書 (市内本店用 (奈良市企業局の様式))
 - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (写し) (平成30年9月1日から令和元年8月31日までの間に審査基準日を有するもの) -ア

※ただし、経過措置として希望登録業種が「送・配水管工事」の事業者のうち、新たに「水道施設工事」の総合評定値を取得された事業者については、審査基準日を令和元年9月30日までとします。審査基準日が令和元年9月1日から令和元年9月30日の通知書 (写し) を提出された事業者は、アの期間の通知書 (写し) も併せて提出してください。送・配水管工事の格付けは、経過措置として「土木一式工事」と「水道施設工事」の高い方の値を採用しますが、「土木一式工事」の値については、アの期間の値を採用します。また、他業種の格付けに採用する値についても、アの期間の値を採用します。
 - ③ 従業員名簿 (第5号様式)
 - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿 (写し)
 - ⑤ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書 (2年分) (写し)
 - ⑥ 建設業許可申請書のうち、様式第七号 [経營業務の管理責任者証明書] (写し)
 - ⑦ 建設業許可申請書のうち、別紙四、様式第八号、様式第八号 (1) 又は (2) [専任技術者一覧表・専任技術者証明書] (写し)
 - ⑧ 建設業許可通知書又は証明書 (写し)
 - ⑨ 印鑑証明書 (印影が鮮明なものに限り写し可) (法人・個人)
 - ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書 (写し) (法人のみ)
 - ⑪ 財務諸表 (直近2年分)
 - ・個人 貸借対照表、損益計算書 (経営状況分析の申請時に提出した、建設業法施行規則様式第18～19号)
 - ・法人 貸借対照表、損益計算書、完成工事原価報告書、株主資本等変動計算書 (経営状況分析の申請時に提出した、建設業法施行規則様式第15～17号)
 - ⑫ 納税証明書 (写し)
 - ・個人 平成30・令和元年度分の市・県民税及び平成30・令和元年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
 - ・法人 平成30・令和元年度分の法人市民税 (ただし、入札参加資格審査申請時において令和元年度分が確定していない場合は、平成29・30年度分) 及び平成30・令和元年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
 - ⑬ 国民健康保険料納付証明書 (写し) (個人業者のみで平成30・令和元年度分)
 - ⑭ 水道料金・下水道使用料納付証明書 (写し) (奈良市企業局での証明で該当者のみ平成30年4月～令和元年8月分)
 - ⑮ 障害者雇用状況報告書 (写し) (法律により提出が義務付けられているとき)
 - ⑯ 労働保険料納付済証明書 (雇用・労災) (写し) (労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)
 - ⑰ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
 - ⑱ 誓約書
 - ⑲ 入札参加資格審査申請書受付票 (紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。)
- ※ 官公需適格組合 (事業協同組合の場合) については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿 (組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの) 及び審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者> (市内に建設業法に基づく支店等を有する者) (各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。)

- ① 入札参加資格審査申請書 (第2号様式 (奈良市企業局の様式))
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (写し) (平成30年9月1日から令和元年8月31日までの間に審査基準日を有するもの)
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿 (写し)
- ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書 (2年分) (写し)
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可通知書又は証明書 (写し)
- ⑦ 建設業許可申請書の別紙二 (1) 又は二 (2) (写し) [営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分]
- ⑧ 委任状 (原本) (営業所等に権限を委任する場合に限る。)
- ⑨ 印鑑証明書 (印影が鮮明なものに限り写し可) (法人・個人)
- ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書 (写し) (法人のみ)
- ⑪ 納税証明書 (写し)
 - ・個人 平成30・令和元年度分の市・県民税及び平成30・令和元年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
 - ・法人 平成30・令和元年度分の法人市民税 (ただし、入札参加資格審査申請時において令和元年度分が確定していない場合は、平成29・30年度分) 及び平成30・令和元年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
- ⑫ 水道料金・下水道使用料納付証明書 (写し) (奈良市企業局での証明で該当者のみ平成30年4月～令和元年8月分)
- ⑬ 障害者雇用状況報告書 (写し) (法律により提出が義務付けられているとき)
- ⑭ 労働保険料納付済証明書 (雇用・労災) (写し) (労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)
- ⑮ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
- ⑯ 誓約書
- ⑰ 入札参加資格審査申請書受付票 (紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。)

<市外業者> (市内に建設業法に基づく本店及び支店等を有しない者) (各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。)

- ① 入札参加資格審査申請書 (第2号様式 (奈良市企業局の様式))
 - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (写し) (平成30年9月1日から令和元年8月31日までの間に審査基準日を有するもの)
 - ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿 (写し)
 - ④ 経営規模等評価申請書類のうち、工事経歴書 (2年分) (写し)
 - ⑤ 営業所一覧表
 - ⑥ 建設業許可通知書又は証明書 (写し)
 - ⑦ 建設業許可申請書の別紙二 (1) 又は二 (2) (写し) [営業所の許可業種や営業所情報がわかる部分]
 - ⑧ 委任状 (原本) (支店等に権限を委任する場合に限る。)
 - ⑨ 印鑑証明書 (印影が鮮明なものに限り写し可) (法人・個人)
 - ⑩ 商業登記履歴事項全部証明書 (写し) (法人のみ)
 - ⑪ 所得税 (法人においては法人税) 及び固定資産税に係る納税証明書 (写し)
 - ・ 個人 (その3) 又は (その3の2) 様式及び平成30・令和元年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
 - ・ 法人 (その3) 又は (その3の3) 様式及び平成30・令和元年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
 - ⑫ 障害者雇用状況報告書 (写し) (法律により提出が義務付けられているとき)
 - ⑬ 労働保険料納付済証明書 (雇用・労災) (写し) (労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)
 - ⑭ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
 - ⑮ 誓約書
 - ⑯ 入札参加資格審査申請書受付票 (紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。)
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

1. 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
2. 測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）による登録業者）
3. 建築設計業者（建築士法（昭和25年法律第202号）による登録業者）
4. 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
5. 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
6. その他（1～5以外で調査業務等について営業する者）

<市内業者・準市内業者・市外業者共通> (各証明書は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。)

- ① 入札参加資格審査申請書 (第3号様式の1・第3号様式の2 (奈良市企業局の様式))
 - ② 業態調書 (業態調書に記載のない業務については、余白に記入してください。)
 - ③ 技術職員名簿
 - ④ 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書 (写し)
 - ⑤ 業務実績調書 (過去2年分) (任意様式)
 - ⑥ 現況報告書 (建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者に限る。)
 - ⑦ 財務諸表 (直近1年分) ※⑥の現況報告書に以下の内容が含まれている場合には提出の必要はありません。
 - ・個人 青色申告の場合：所得税確定申告書の写し、青色申告決算書 (貸借対照表、損益計算書) の写し
白色申告の場合：所得税確定申告書の写し、収支内訳書の写し
(所得税確定申告書の写しは、個人番号 (マイナンバー) の記載がないもの)
 - ・法人 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
 - ⑧ 営業所一覧表
 - ⑨ 委任状 (原本) (支店等に権限を委任する場合に限る。)
 - ⑩ 印鑑証明書 (印影が鮮明なものに限り写し可) (法人・個人)
 - ⑪ 商業登記履歴事項全部証明書 (写し) (法人のみ)
 - ⑫ 納税証明書 (写し)
 - ・市内業者及び準市内業者
 - 個人 平成30・令和元年度分の市・県民税及び平成30・令和元年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
 - 法人 平成30・令和元年度分の法人市民税 (ただし、入札参加資格審査申請時において令和元年度分が確定していない場合は、平成29・30年度分) 及び平成30・令和元年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
 - ・市外業者
 - 所得税 (法人においては法人税) 及び固定資産税に係る納税証明書 (写し)
 - 個人 (その3) 又は (その3の2) 様式及び平成30・令和元年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
 - 法人 (その3) 又は (その3の3) 様式及び平成30・令和元年度分の固定資産税 (奈良市で課税されている場合のみ)
 - ⑬ 国民健康保険料納付証明書 (写し) (市内個人業者のみで平成30・令和元年度分)
 - ⑭ 水道料金・下水道使用料納付証明書 (写し) (奈良市企業局での証明で該当者のみ平成30年4月～令和元年8月分)
 - ⑮ 障害者雇用状況報告書 (写し) (法律により提出が義務付けられているとき)
 - ⑯ 労働保険料納付済証明書 (雇用・労災) (写し) (労働局・労働保険事務組合等で証明されたもの。申告書・領収書等は不可。)
 - ⑰ 調査票及び登録があるISO等の登録証等の写し
 - ⑱ 誓約書
 - ⑲ 入札参加資格審査申請書受付票 (紐とじ又はファイルとじをしないで添付してください。インデックスも不要です。)
- ※ 税務署での納税証明申請手続については、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)で確認してください。

消 防

奈良市消防局告示第1号

奈良市火災予防条例（昭和37年奈良市条例第12号）第54条の2第1項の規定に基づく指定催しの指定をしたので、同条第3項の規定に基づき公示します。

令和元年12月5日

奈良市消防局長 西岡光治

催しの開催場所	奈良公園周辺
催しの名称	春日若宮おん祭お渡り式
催しの開催期間	令和元年12月17日

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 19 号

令和元年12月1日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

令和 元年12月 2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

50分の1の数	6,058 人
6分の1の数	50,479 人
3分の1の数	100,957 人